

子ども・子育て支援新制度

芦屋市における利用者負担の 考え方について

平成26年7月29日

国が示す新制度の利用者負担の考え方

新制度における利用者負担の構造

- 新制度における利用者負担については、法律上、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める（応能負担）こととされている。（幼稚園保育料は保育所同様、世帯の所得に応じた負担に変更となる。）
- 利用者負担は、現行の幼稚園、保育所の利用者負担の水準を基に、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。
- 国が定める水準は以下の要素を基に設定されている。
 - ・教育標準時間認定（1号給付）を受ける子ども：現行の幼稚園就園奨励費を考慮（5区分）
 - ・保育認定（2・3号給付）を受ける子ども：現行の保育所運営費による保育料設定を考慮（8区分）
- 国が定める水準は、最終的に平成27年度予算編成を経て決定する。
- 新制度の利用者負担の所得階層の区分は、市町村民税所得割額を基に設定する。
- 保育短時間における保育料は保育標準時間認定を受けた子どもの1.7%減を基本に設定する。
- 新制度の利用者負担よりも低い保育料を現在設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる。

幼稚園・認定こども園（教育）
【1号認定】

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ 私立幼稚園分（月額）

【国の現行基準】

保育料基準なし

私立幼稚園は各園独自に保育料を設定

※市内4園の幼稚園保育料の平均額
平成 25 年度 312,000 円
(月額 26,000 円 入園料含む)

<参考> 私立幼稚園就園奨励費補助金 (年額)

階層区分	国庫補助限度額
① 生活保護世帯	308,000円
② 市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む）	199,200円
③ 市町村民税所得割課税額 77,100円以下	115,200円
④ 市町村民税所得割課税額 211,200円以下	62,200円
⑤ 市町村民税所得割課税額 211,201円以上	0円



【国の新制度基準】

階層区分	推定年収	利用者負担上限額
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む）	～270万円	9,100円
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	680万円～	25,700円

利用者負担に関する検討の視点（内閣府「利用者負担Q&A」より一部抜粋）

【公立幼稚園の利用者負担額について】

公立幼稚園の利用者負担額の具体的な設定については、それぞれの市町村における現行の利用者負担水準を踏まえつつ、新制度への円滑な移行のための観点や、公立施設の役割・意義、幼保・公私間のバランス等を考慮し、設置者かつ財源負担者である市町村において判断すべきものと考える。

【幼稚園の入園料について】

入園料については、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられるものであり、新制度では毎月徴収する利用者負担額の中で徴収していくことが基本となります。

【私立幼稚園の上乗せ徴収について】

利用者負担は月額 25,700 円を限度として国基準を定めることとしています。このため、現在の保護者負担（保育料＋入園料＋施設整備資金＋その他の納付金）がそれを上回っている部分については、「上乗せ徴収」として各施設の判断で引き続き保護者から徴収することが可能です。上乗せ徴収を行う場合には、その額や理由について、保護者に事前に説明し、書面の同意を得ることが必要となります。

本市の1号認定保育料設定の基本的な考え方

新制度における利用者負担を設定するに当たり、国の示す利用者負担水準の考え方を踏まえ、子育て世代間の負担の公平性を図る上からも、次に掲げる考え方を基本に検討を行う。

1. 保育料を世帯の所得に応じた負担（応能負担）とする。

1号認定の子どもの保育料は、新たな料金体系を設定することとされており、幼稚園と保育所のバランス及び国の示す基準を踏まえ応能負担の保育料を設定する。

2. 階層区分の税額を市民税額に基づくものとする。

利用者負担として国が定める水準が、市民税額に基づいた体系であることから本市でもこの方式によるものとする。

3. 幼稚園の入園料は保育料に含めて額を設定する。

新制度では、毎月徴収する保育料の中で入園料を徴収していくことが基本となるという方向性が示されており、本市においてもこの考え方に基づいて保育料の設定を行う。

4. 幼稚園の保育料にも保育所同様、多子世帯の軽減を適用する。

新制度を迎えるにあたり、平成26年度より、保育所同様、幼稚園も第2子は保育料が半額、第3子以降は無償という考え方が適用されることになった。新制度においても、この考え方に基づき、保育料の軽減を図っていく予定。

5. 新制度の保育料に移行するに当たり一定の経過措置を設ける。

新制度に移行するにあたり、保育料負担について一定の経過措置を設ける。経過措置の内容については、国の考え方を踏まえ、今後検討を行う。

6. 幼稚園の預かり保育料の額を再検討する。

私立幼稚園の預かり保育は、新制度において市町村の「一時預かり事業」として位置づけられることになる。一時預かりに係る利用料単価については、今後国から水準が示される予定であり、国基準と異なる場合は、市町村の子ども・子育て会議等で審議を行うことになる。

また、公立幼稚園の預かり保育料についても、新制度における保育料や私立幼稚園の一時預かり利用料単価との整合性を踏まえ、今後再検討を行う予定。

【市立幼稚園】 利用料金のイメージ

◆現行保育料 9,500円（月額） 入園料10,000円（入園時） ※減免制度有

階層区分		世帯の 推定年収	保育料（入園料込み）	
			国基準	芦屋市
①	生活保護世帯	—	市が独自に 定める	具体的な 金額は 検討中
②	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	～270万円		
③	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	～360万円		
④	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	～680万円		
⑤	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	680万円～		

**【私立幼稚園・認定こども園（教育）】
利用料金のイメージ**

階層区分		世帯の 推定年収	保育料（入園料込み）	
			国基準	芦屋市
①	生活保護世帯	—	—	具体的な 金額は 検討中
②	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	～270万円	上限 9,100円	
③	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	～360万円	上限16,100円	
④	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	～680万円	上限20,500円	
⑤	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	680万円～	上限25,700円	

認可保育所・認定こども園（保育）・
地域型保育事業
【2，3号認定】

保育認定を受けた子ども（3歳未満）の保育料のイメージ（月額）

【国の現行基準】

階層区分	推定年収	現行の 費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民 税非課税世帯	～260万円	9,000円
③市町村民 税課税世帯	～330万円	19,500円
④所得税額 40,000円未満	～470万円	30,000円
⑤所得税額 103,000円未満	～640万円	44,500円
⑥所得税額 413,000円未満	～930万円	61,000円
⑦所得税額 734,000円未満	～1130万円	80,000円
⑧所得税額 734,000円以上	1130万円～	104,000円



【国の新制度基準】

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	9,000円	9,000円
③市町村民税課税 世帯（所得税非 課税世帯）	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円

保育認定を受けた子ども（3歳以上）の保育料のイメージ（月額）

【国の現行基準】

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	6,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	16,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	27,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	41,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	58,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	77,000円
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	101,000円



【国の新制度基準】

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円
③市町村民税課税世帯（所得税非課税世帯）	16,500円	16,300円
④所得割課税額97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額169,000円未満	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額397,000円以上	101,000円	99,400円

本市の2号・3号認定保育料設定の基本的な考え方

新制度における利用者負担を設定するに当たり、次に掲げる考え方を基に設定を行う。

1. 国の示す水準を踏まえ保育料の枠組みを検討する。

国が示す利用者負担の水準において、現状の枠組みを引き継いでいること踏まえ、階層段階・徴収金基準額等を検討する。

2. 階層区分を所得税額から市民税所得割額に基づくものとする。

国が定める利用者負担の水準が、市民税額所得割に基づいたものであることから、本市においてもこの方式によるものとする。

3. 保育短時間に係る保育料は保育標準時間の約1.7%減とする。

国において保育短時間に係る保育料は保育標準時間保育料に対し、1.7%減を基本に設定していることから、本市においても同様とする。

4. 施設・事業の種類を問わず同一の保育料体系とする。

国が定める水準においては、施設・事業の種類を問わず同一の水準としていることから、本市においても認可保育所・認定こども園（保育）・地域型保育事業の保育料は同一体系とする。

【認可保育所・認定こども園（保育）・地域型保育】 保育料のイメージ

保育料（3歳未満，3歳以上で区分）			
階層区分		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	具体的な金額は検討中 （国が定める水準を限度）	具体的な金額は検討中 （保育標準時間における保育料 の約1.7%減を基本）
B1	市町村民税非課税世帯		
C	市町村民税課税世帯（所得税非課税世帯）		
D1	市民税所得割課税額（ ）円未満※		
D2	市民税所得割課税額 97,000円未満		
D3	市民税所得割課税額（ ）円未満※		
D4	市民税所得割課税額 169,000円未満		
D5	市民税所得割課税額（ ）円未満※		
D6	市民税所得割課税額 301,000円未満		
D7	市民税所得割課税額 397,000円未満		
D8	市民税所得割課税額 397,000円以上		

※ 国は8階層であるが，本市では11階層で区分しているため，国の示す水準を踏まえ検討中